

第 9 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 4 年 9 月 1 5 日（木）午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・17 西森 偉統
18 結城 晋三・20 諸戸 善昭・24 岡田 勇樹

以上 7 名

欠席部会委員 15 宮本 政春・16 中谷 秀也・22 中野 たつ子

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・野村事務局次長・増田担当副主幹

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：谷担当副主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 17 西森 偉統・24 岡田 勇樹

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について（所有権移転）

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第9回第2農地部会を開会いたします。
- なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま発言をお願いします。
- 本日の欠席は、15番 宮本 政春委員、16番 中谷 秀也委員、22番 中野 たつ子委員の3名で、出席委員数は7名でございます。
- それでは、今日の議事録署名委員、17番 西森委員、それと24番 岡田委員、よろしくお願いします。
- 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
- それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
- 番号1から5で、件数は5件、合計面積は田で28,664㎡でございます。
- これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 3ページから8ページをお願いいたします。
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
- 番号1から9で、件数は9件、合計面積は40,672.17㎡で、その内訳は田が29,316㎡、畑が11,157㎡、その他が宅地で199.17㎡でございます。
- これらにつきましては、相続の届出でございます。
- なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 9ページをお願いいたします。
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
- 番号1、一般個人住宅用地
- 番号2、宅地分譲用地
- でございます。
- 以上、件数は2件、合計面積は1,271㎡で、田が1,104㎡で、畑が167㎡でございます。
- 報告案件は以上です。
- 議 長 それでは、議案事項に入らせていただきます。
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。
- 事務局、よろしくお願いします。

事務局	それでは、議案書の10ページをお願いいたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。 番号1、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬庵ノ前____、登記地目・現況地目とも田、面積 716㎡、受人 ____、面積 27,616㎡、渡人 ____。 譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。 番号2、地区 倭、申請地 白山町佐田御所垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 450㎡ 外1筆、合計面積 658㎡、受人 ____、面積 134,244㎡、渡人 ____。 譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は営農縮小のためです。 番号3、地区 竹原、申請地 美杉町竹原東垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,293㎡ 外4筆、合計面積 6,732㎡、受人 ____、面積 7,062㎡、渡人 ____ 外5名。 譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は農業継続困難のためです。 以上、件数は3件、合計面積は8,106㎡で、その内訳は田が7,448㎡、畑が658㎡でございます。 これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。 1番、お願いします。
池山委員	14番、池山です。9月9日、宮本委員と地元推進委員と一志事務局で現地確認をしております。この譲渡人、それから譲受人ともに問題はございません。面積も716㎡ということで、そんな大きなものでもございませんので、よろしくお願いします。全く異議は出ませんでした。 以上です。
議長	2番、お願いします。
西森委員	17番、西森です。中谷委員の代わりに説明をさせていただきます。9月9日に中谷、岡田、西森委員の3名と、それから地元推進委員、それから白山の事務局というメンバーで現場を見てまいりました。現状なんです、畑、それからハウスが1つ建っておりまして、このまま利用されるということなので、何も問題ないかと思われるということでございます。 以上です。
議長	ありがとうございます。

3 番、お願いします。

結城委員 18 番、結城でございます。竹原、3 番について説明をいたします。9 日に地元推進委員、事務局で現地確認をいたしました。有効利用ができれば結構なことと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 1 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 1 号については許可することと決定したいと思います。
続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局、説明願います

事 務 局 11 ページをお願いいたします。
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、でございます。
番号 1、地区 下之川、申請地 美杉町下之川中津____、登記地目田、現況地目 畑・雑種地、面積 191 m²、申請者 ____。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
申請者は申請地向かいにある農家民宿施設を家族で運営しており、利用客向けの駐車場を確保するものです。一部既に駐車場として利用している旨の始末書の提出があります。
農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、件数は 1 件、面積は田で 191 m²でございます。
この案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

結城委員 18 番、結城です。下之川、1 番について説明いたします。9 日に地元推進委員と事務局で現地を確認をいたしました。空き家管理のため、経営をしている農家民泊の宿泊客の駐車場用として利用していたと。写真、始末書が添付さ

れているので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。よろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よつて議案第2号については許可をすることと決定したいと思います。
続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。
事務局、説明よろしくお願ひします。

事 務 局 12ページから14ページをお願ひいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。
番号1、地区 大井、申請地 一志町大仰茶屋ノ前____、登記地目・現況地目とも畑、面積 238㎡ 外1筆、合計面積 542㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
申請地は受人自宅の近隣に位置し、受人はかつて自転車・オートバイ及び自動車の修理・販売業を営んでおり、廃業した現在、当時の在庫を保管するための駐車場として利用する計画です。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬小路垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 289㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
申請地は受人所在地のごく近隣に位置し、受人が運営するお寺の駐車場として利用する計画です。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川合、申請地 一志町小山鳥居ノ本____、登記地目・現況地目とも畑、面積 66㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
申請地は受人所有の宅地に隣接しており、自己用の駐車場として利用する計画です。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 川合、申請地 一志町片野八反田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 487㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を庭用地とするものです。
受人は隣接の住宅の購入に合わせて申請地を庭として利用する計画です。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川合、申請地 一志町片野北浦____、登記地目・現況地目とも畑、面積 291㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
受人はレッカーサービスを営んでおり、事業用の駐車場用地として利用する計画です。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高岡、申請地 一志町田尻上ノ____、登記地目・現況地目とも畑、面積 327㎡ 外1筆、合計面積 690㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は480㎡、パネルの設置率は69.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 高岡、申請地 一志町田尻上ノ____、登記地目・現況地目とも畑、面積 991㎡ 外3筆、合計面積 2,124㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は1,200㎡、パネルの設置率は56.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 大三、申請地 白山町二本木向下____、登記地目・現況地目とも畑、面積 135㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を事務所用地、倉庫用地、駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 家城、申請地 白山町藤里東____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,488㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は600㎡、パネルの設置率は40.4%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 八知、申請地 美杉町八知礼ノごぜん____、登記地目・現況地目とも畑、面積 396㎡ 外1筆、合計面積 643㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は339.8㎡、パネルの設置率は52.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 八知、申請地 美杉町八知東川____、登記地目・現況地目とも畑、面積 390㎡ 外2筆、合計面積 898㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は397㎡、パネルの設置率は44.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 上多気、申請地 美杉町上多気土井沖____、登記地目畑、現況地目 宅地、面積 231㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

申請地につきましては、渡人の父の代から既に申請の用途で利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は12件、合計面積は7,884㎡で、その内訳は田が1,988㎡、畑が5,896㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番から7番、お願いします。

池山委員

14番、池山です。9月9日に宮本委員、それから地元推進委員の方と現場確認しております。

1番、以前この隣地で自転車とかオートバイの修繕をやってみえた方、それが今、放置されておりました、林の中に相当の台数が放置されている状況でございます。それを解消したいということで、その隣地の畑を整備して、そこを駐車場にして、そこで集積をしたいというお話でございました。今の荒れているところがきれいになるということもあって、問題はなかろうという皆様の判断でございました。

続きまして、2番、これは____のちょうど前のところでございますが、あぜの一番奥でございますが、駐車場が狭いこともあって、駐車場用地に転用をしたいと。すぐ隣が太陽光発電が目いっぱい迫っております、その谷間のような状況になっておりますので、その田んぼをそのままに近い状態で使いたいということでございまして、周辺に対する影響もなかろうということで、全員問題なしと認めております。

3番、小山の____というところでございますが、これは以前にこの敷地、大部分の敷地が転用されて、もう住宅の着工をされております。以前現地確認したときに、この残っている部分をどうするんだろうという話があったんですが、その残りを駐車場の用地に使いたいということです。周辺ずっと道路沿いにもう住宅が建ってきておりますので、問題なかろうということで判断いたしました。

それから4番でございますが、これはちょうど____を望む高台の真ん中

にある畑でございますが、この辺一帯はどんどん宅地化が進んでおります。その一部分を隣の用地の方が庭の用地にしたいということで転用を申し込まれております。周辺状況を見ても問題なかろうということでございます。

それから5番、これは同じく_____を見下ろす高台のちょうど神社のすぐ南側でございますが、これは先ほど事務局からのお話にもございましたように、重機の駐車場に使いたいということで、以前そのすぐ隣地の東側でそういう案件で一旦転用を認めた、そのすぐ西側の隣地でございます。以前認められたところが非常に段差がきつくて、重機の出入りに支障があるということで、その西側の隣地であれば出入りに支障がないということもあって、今回の案件となりました。周辺は既にもうどんどん住宅化が進んでおりますので、問題なかろうということで全員一致をいたしました。

あと6番、7番でございますが、これは隣り合わせ、あぜ道を挟んで東と西という隣地でございますが、ちょうど_____のすぐ北側、ちょうど_____すぐ西側の高台でございます。崖っ縁から下に_____があるわけですが、その高台の一番東の端というところでございます。畑がずっと広がっているところでございますが、ちょうどその_____と、それから_____との間に挟まれたエリアでございます。太陽光発電には好適な地形でございますが、ちょっとここにこれだけの規模の太陽光発電が設置されると、今のところ周りに住宅がほとんどございませんので、現在のところでは問題はなかろうというのが大勢の意見でございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。
8番、9番。

西森委員 17番、西森です。まず8番。9月9日に、中谷、岡田、西森、3名の委員と地元推進委員、それから白山の事務局というメンバーで現場を見てまいりました。ここは以前、太陽光発電ということで一度申請が上がったんですが、取消しとなりました。地元から反対があったというような内容です。今回は事務所と、それから倉庫、それから駐車場用地ということで、地元の方は喜んでいたという状況ですので、何ら問題はないと思われます。

それから9番ですが、家城の藤です。これも9日、メンバーとしましては中谷、岡田、西森の3名の委員と、地元推進委員、それから白山の事務局というメンバーです。場所なんです、_____から50mほど東のほうへ行ったところです。現状は雑種地というような形でした。転用に関しましては何ら問題のないような、周りにはもう荒れ地のような形なんです、地元推進委員さんの話の中で、隣の方が聞いていないというような話が出てました。転用という部分に関しましては問題ないんですが、そのあたりを、代理人である行政書士さんにお話をしたところ、報告書というようなものを頂いております。以上です。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。
10番から12番、願います。

結城委員 18番、結城です。10番、9日に地元推進委員と事務局で現地を確認をいたしました。受入が事業として電力小売業を実施したいと。それで自社の所有

地がなく、新たに新しい土地を所得したいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと11番も全く同じ人ですので、詳細は省略します。

上多気の12番について、9日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。親の代から長年住居としてきた土地で、3代目まで住居として利用してきたと。今回売買したいが、農地のため許可申請が必要ということでございます。始末書、写真が添付されておりますが、問題はなさそうだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 それでは、地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思います。どうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって議案第3号については許可すると決定したいと思います。

次に、別冊としてお配りいたしました議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明させていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。畑の賃貸借、使用貸借で6,453㎡、契約件数は6件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で4,477㎡、畑の使用貸借で593㎡、契約件数は5件でございます。

白山地区につきましては、該当がありませんでした。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で1,623㎡、契約件数は2件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて6,100㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて7,046㎡、合計契約件数は13件、合計面積は13,146㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区3件、一志地区4件、美杉地区2件で、合計9件、合計面積は9,157㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で６９％、面積で７０％となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、３枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします

議 長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、ご審議をお願いいたします。いかがですか。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件についてご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

これらの案件につきまして適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案は全て終了いたしました。

これをもちまして、第９回第２農地部会を閉会します。

午後２時３３分

上記は、第９回第２農地部会の議事を録したものである。

令和４年９月１５日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____